

平成26年稲敷市農業委員会第4回総会

〔4月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第4条第1項7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
 - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 7 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程10 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
 - 日程13 稲敷市農業委員会非農地証明交付基準について
 - 日程14 平成26年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程10 議案第5号
- 日程11 議案第6号
- 日程12 議案第7号
- 日程13 議案第8号
- 日程14 議案第9号

出席委員

1 番	宮 本 昇 君	1 7 番	井戸賀 吉 男 君
2 番	関 口 邦 子 君	1 8 番	山 口 幸 一 君
3 番	蛭 原 一 君	1 9 番	宮 本 善 助 君
4 番	村 山 文 雄 君	2 0 番	保 科 進 君
5 番	篠 崎 文 雄 君	2 1 番	清 原 寿 君
6 番	松 本 文 雄 君	2 2 番	加 納 昭 君
8 番	川 島 昇 君	2 3 番	飯 塚 恒 雄 君
9 番	小 貫 和 子 君	2 5 番	濱 田 昭 一 君
1 0 番	千 勝 忠 君	2 6 番	沖野谷 秀 雄 君
1 1 番	山 崎 健 一 君	2 7 番	永 長 秀 敏 君
1 2 番	坂 本 富 男 君	2 8 番	澤 邊 雅 之 君
1 3 番	秋 本 精 一 君	2 9 番	遠 藤 一 行 君
1 4 番	篠 崎 文 夫 君	3 0 番	糸 賀 泰 夫 君
1 5 番	坂 本 一 雄 君	3 1 番	山 下 恭 一 君
1 6 番	古 澤 真 和 君	3 2 番	高 須 一 郎 君

欠席委員

7 番	吉 岡 一 仁 君	2 4 番	飯 田 稔 君
-----	-----------	-------	---------

出席説明委員

農業委員会事務局長	森 川 春 樹
農業委員会事務局長補佐	飯 島 伸 生
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

午後 3 時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成 26 年 4 月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろ

しくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしく
お願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、7番、吉岡一仁委員、24番、飯田 稔委
員の2名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足
数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署
名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、26
番、沖野谷秀雄委員、27番、永長秀敏委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出に ついて

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」
を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」
でございます。

議案書の1頁から2頁になります。受理番号1番から4番までを一括して報告いたしま
す。本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得
したものであります。権利の取得者はいずれも自作地として耕作をしております農業委員会に
よるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案
書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは、告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいた
します。

日程 3 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転
用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。
森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字追出し、畑1筆、289平方メートルでございますが、申請地に倉庫1棟を建築するものです。

受理番号2番、柴崎字居鑑、田1筆、101平方メートルでございますが、申請地に木造2階建ての自己住宅1棟を建築するものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通
知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。
森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通について」でございます。

受理番号1番、鳩崎字余郷入、田3筆、5,366平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、江戸崎字神倉、田3筆、2,986平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、八千石字八千石、田2筆、3,654平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号4番、飯出字飯出、田1筆、4,872平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号5番、伊佐部字伊佐部、田2筆、1,718平方メートルでございますが、耕

作者の都合により合意解約するものでございます。次のページ。

受理番号6番，佐原組新田字伊佐部，田7筆，13，533平方メートルでございますが，耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第4号，「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号，「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番，南太田字南，田1筆，401.70平方メートルでございますが，農作業の効率化を図るため，申請地に進入路を造成する届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第1号，「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」でございます。交換による所有権移転2件，売買による所有権移転2件，贈与による所有権移転2件の合計6件でございます。

受理番号1番，浮島字竹ノ下，畑1筆，269平方メートルについてでございますが，受人が耕作の利便性向上のため交換するものでございます。続きまして，

受理番号2番，浮島字原下，田1筆，429平方メートルについてでございますが，受人が耕作の利便性向上のため交換するものでございます。続きまして，

受理番号3番，下根本字天神前，畑1筆，188平方メートルについてでございますが，

受人が育苗ハウス増設のため買い受けるものでございます。続きまして、

受理番号4番、上根本字南下、田1筆、150平方メートルについてでございますが、渡人が耕作できないため贈与するものでございます。続きまして、

受理番号5番、堀川字丑新田、田1筆、1,866平方メートルについてでございますが、渡人が経営規模縮小するため贈与するものでございます。続きまして、8ページをお開き願います。

受理番号6番、伊崎字伊崎、田1筆、9,008平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のために買い受けるものでございます。

以上6件の調査の結果は、全て報告書のとおりでございますが、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から6番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番から2番までについて、宮本 昇委員より報告をお願いします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について報告いたします。4月18日に小貫委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培する農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、刈り取り乾燥は委託しております。農業従事日数は150日であります。経営面積は76アールであります。調査の結果受人は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。つづいて受理番号2番について報告いたします。4月18日に小貫委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜スイカ等を栽培する農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農業従事日数は300日であります。経営面積は313アールであります。調査の結果受人は、農地取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番から4番について、山口委員より報告願います。

○18番（山口幸一君）18番山口です。受理番号3番について報告いたします。4月18日に遠藤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、農業用トラック1台を所有しております。農業従事日数ですが200日であります。経営面積は428アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。つづきまして、受理番号4番について報告いたします。4月18日に遠藤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用軽トラック1台を所有しております。農業従事日数ですが100日であります。経営面積は219アールであります。調査の結果、休耕地がありますが遊休農地の農業上の利用に関する計画書が提出されております。受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、川島委員より報告願います。

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号5番について報告いたします。さる4月22日、古澤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しています。農作業従事日数は210日であります。経営面積は441アールであります。調査の結果、受人は農地取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、千勝委員より報告願います。

○10番（千勝 忠君）10番千勝です。受理番号6番について報告いたします。4月18日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具はありませんので全て借り入れです。農作業従事日数は20日であります。経営面積は32アールであります。5月と秋は南太田営農組合で手伝いとして働いております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか、質疑ありませんか
〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明書の交付について2件でございます。

受理番号1番、高田字岡，田1筆 4，211平方メートルについてでございますが，受人は農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。

受理番号2番、高田字須賀，田1筆，5，155平方メートルについてでございますが，受人が農業経営規模拡大のため競売参加を希望するものでございます。以上2件の調査の結果は，全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり，受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお，添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で，議案第2号，受理番号1番及び2番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号1番について篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番篠崎です。受理番号1番について報告いたします。さる4月19日，松本委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は，トラクター1台，田植機1台，コンバイン1台，乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は230アールであります。調査の結果受人は，農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号2番について，松本委員より報告願います。

○6番（松本文雄君）6番松本です。受理番号2番について報告いたします。さる4月19日，篠崎委員と受人の調査をし，申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻，野菜，サツマイモ，落花生等を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況ですが，トラクター1台，耕運機1台，軽トラック1台，ユンボ1台を所有していません。その他に足りない分はリース又は友達にお願いしているそうです。農作業従事日数は250日であります。経営面積は333アールであります。調査の結果，受人は農地の権利取得の要件を満たしており，報告書のとおり間違いはなく，許可相当と考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか，質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）10ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、浮島字内発句、畑1筆、618平方メートルについてでございますが、申請人は許可を受けず資材置場として利用していた場所を一時転用で追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域で除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。続きまして、

受理番号2番、浮島字内発句、畑1筆、175平方メートルについてでございますが、申請人は許可を受けず資材置場として利用していた場所の追認申請をするものがございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域で除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第3号、受理番号1番及び2番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について、さる21日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、すでに資材置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。続きまして、受理番号2番について、さる21

日、小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、すでに資材置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）11ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、浮島字内発句、畑1筆、492平方メートルについてでございますが、申請人は許可を受けず農業用倉庫敷地として利用していた場所の追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域で除外済であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。続きまして、

受理番号2番、甘田字東、畑1筆、95平方メートルについてでございますが、申請人は許可を受けず自宅への進入路として利用していた場所の追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられま

す。

受理番号3番，三次字山合，畑1筆，776平方メートルについてでございますが，申請人が太陽光発電事業施設に転用するものであります。申請地は全体計画10，206平方メートルのうちの776平方メートルが農地であり，非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。続きまして，

受理番号4番，東大沼字山方，畑1筆，3，985平方メートルについてでございますが，申請人が太陽光発電事業施設に転用するものであります。申請地は非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。つづきまして，

受理番号5番，月出里字天神ほか1地区，畑3筆，6，723平方メートルについてでございますが，申請人が太陽光発電事業施設に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外であり，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で，議案第4号 受理番号1番から5番の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。まず，受理番号1番について，宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号1番について，さる21日，小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなくすでに農業用倉庫として利用していたものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号2番について，高須委員より報告をお願いいたします。

○32番（高須一郎君）32番高須です。受理番号2番について，さる21日，飯田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，既に自宅進入路として利用していたものであり，周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号3番について，糸賀泰夫委員より報告をお願いいたします。

○30番（糸賀泰夫君）30番糸賀です。受理番号3番について，さる21日，高須委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく，太陽光発電施設用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。

以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号4番について、さる22日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号5番について、清原委員より報告をお願いいたします。

○21番（清原 寿君） 21番清原です。受理番号5番について、さる21日、山崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑のかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付につい

て」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）12ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」非農地証明書の交付6件でございます。

受理番号1番、下馬渡字宅池添，畑1筆，297平方メートルについての，登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は，20年以上前より倉庫の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。続いて，

受理番号2番，中山字曾根合，畑1筆，35平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は，20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日平成1年10月9日の空中写真証明書が提出されております。続いて，

受理番号3番，角崎字四斗蒔，畑3筆，564平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は，20年以上前より農家住宅の敷地として利用されております。撮影年月日昭和59年11月28日の空中写真証明書が提出されております。続いて，

受理番号4番，伊佐部字前芝，畑2筆，425平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は，20年以上前より自己住宅の敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。続いて，

受理番号5番，町田字子高入，畑1筆，1,990平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は，20年以上前よりゴルフ場用地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書が提出されております。続いて，

受理番号6番，上須田字水神，畑1筆，田1筆，1,064平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は，20年以上前から農家住宅敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で，議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について糸賀泰夫委員より報告をお願いいたします。

○30番（糸賀泰夫君）30番糸賀です。受理番号1番について，さる21日，飯田委員と高須委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から倉庫敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番から3番について遠藤委員より報告をお願いいたします。

○29番（遠藤一行君） 29番遠藤です。受理番号2番，3番について，さる21日，山口委員と篠崎委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅用地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号4番について永長委員より報告をお願いいたします。

○27番（永長秀敏君） 27番永長です。受理番号4番について，さる22日，坂本委員と蛭原委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅用地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号5番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号5番について，さる22日，沖野谷委員と永長委員，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前からゴルフ場用地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号6番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○15番（坂本一雄君） 15番坂本です。受理番号6番について，さる22日，永長委員と蛭原委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく20年以上前から住宅敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号，「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は，申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は，申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。なお、議事参与の制限規定に該当する案件がございますので、事務局は受理番号9番及び10番を除いて説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐(飯島伸生君) よろしく申し上げます。13ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、10件、34筆、57、513平方メートル、再設定が15件、63筆、84、593平方メートル、合計25件、97筆、142、106平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、八千石字八千石、田1筆、349平方メートル、

受理番号2番、八千石字八千石、田1筆、203平方メートル、

受理番号3番、上須田字上須田、田7筆、5、613平方メートル、

受理番号4番、八千石字八千石、田1筆、269平方メートル、いずれの4件は新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積456アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数210日の認定農業者です。

受理番号5番、高田字水飼ほか1地区、田4筆、4、763平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積799アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、120日の農業者です。

受理番号6番、阿波崎字阿波崎ほか3地区、田7筆、11、566平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積682アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号7番、佐原組新田字伊佐部、田7筆、13、533平方メートル、

受理番号8番、伊佐部字伊佐部、田2筆、1、718平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積4、647アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

15ページをお願いします。

受理番号11番から25番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、受理番号9番及び10番ですが農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に関口邦子委員が該当しますので、2番関口邦子委員の退席を求めます。

〔関口邦子委員退出〕

○議長（加納 昭君）事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）受理番号9番、本新、田1筆、6,509平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2年間は無償、それ以降は土地改良費相当額を負担する。

受理番号10番、本新、田2筆、畑1筆、現況田、計3筆、12,990平方メートル、新規設定で、利用目的が、レンコン、期間が6年、小作料は10アール当たり現金40,000円、いずれの設定を受ける者は、経営面積2,428アールの水稻、レンコンを作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定につて（利用権設定）」受理番号9番及び10番を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。
審査が終了しましたので、関口邦子委員の入室を許可いたします。

〔関口邦子委員入室〕

**日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)**

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 19ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が、1件、2筆、3,089平方メートル、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番については、再設定ですから詳細につきましては議案のとおりです。

以上ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

日程13 議案第8号 稲敷市農業委員会非農地証明交付基準について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第8号、「稲敷市農業委員会非農地証明交付基準について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、別冊になっています2枚つづりを見ていただきたいと思います。議案第8号、「稲敷市農業委員会非農地証明交付基準について」でございます。これは、以前に総会の中で話の出ていた件であります、非農地証明の交付

基準を明確にしまして事務処理の円滑化を図るため新たに基準を定めるものでございます。少し細かいのですが、朗読をしながら説明をしたいと思います。

第1条でございますけれども、法令の訓令の形を取りたいと思います。この訓令は、稲敷市農業委員会における非農地証明の交付基準を明確化し、事務処理の円滑化を図ることにより市民サービスを向上させるため、非農地証明交付の基準を定めるものとする、次に第2条に定義として非農地証明が交付できる基準が定めてあります。

第2条、既に農地以外の土地となっていることが明白である農地で、かつ、次に掲げる要件を満たしている場合に非農地証明を交付するものとする。

- (1) 住宅等の敷地として一体的に利用され、建築後20年以上経過していること。
- (2) 住宅等の進入路、その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用され20年以上経過していること。
- (3) 非農地的土地利用（駐車場、資材置場等）をされ、20年以上経過していること。
- (4) 農地法上、違反転用の処分もしくは、農業委員会から違反転用の指導を受けていないこと。
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく稲敷市農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと。
- (6) 農業生産力の高い農地で土地改良事業の対象となった農地でないこと。ただし、改良事業完了後8年を経過し、更に非農地的土地利用がされて、20年以上経過（合計28年）した農地は、非農地証明の対象とすることができる。
- (7) 農業施設等の補助対象事業の農地内でないこと。ただし、補助事業完了10年を経過し、更に非農地的土地利用がされて、20年以上経過（合計30年以上）した土地は、非農地証明の対象とすることができる。
- (8) 集団性のある優良農地内でないこと。
- (9) 自然災害による被災農地で、農地として原状回復が著しく困難であると認められること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、農業委員会が特に必要と認めたもの。

という項目を基準として定めております。

それから第2条の第2項ですが、前項の規定にかかわらず、耕作放棄地については、原則として「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について」（平成20年4月15日付け19経営第7907号 農林水産省経営局長通知）が出ておりますが、これに定める基準に照らして判断するものとする。ということでございます。

第3条は、この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附則としまして、この訓令は、平成26年4月25日より施行する。ということでございます。なお裏面に今申し上げました。耕作放棄地に係る判断基準として経営局長通知を付けてございます。具体的には下段の方に、下線を引いてあるところがあると思いますが、耕作放棄地として非農地判断するものは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に

復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、それから2として、1以外の場合であってその周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用できないと見込まれる場合、とこの2点でございます。これが経営局長の通知でございまして、これを使って判断することになります。全体といたしまして稲敷市の基準を定めておりますが、もともと茨城県の交付基準があり、それを基に具体的に中身を作成したものでございます。それからこの提案は、3月25日開催の第5回運営委員会においてご承認をいただき、今回の提案となったものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○8番（川島 昇君）8番川島です。土取の跡地などは、どれに該当するのですか。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）この前の新利根地区の件に限れば、耕作放棄地に係る判断基準の2に当たります。先ほど説明いたしました。1以外の場合であってその周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用できないと見込まれる場合を適応しております。

○8番（川島 昇君）その程度が、どの位のところが復元できないのか、できるのか、程度があるでしょう。大きな木が生えていれば復元できないとしても、雑草が茂っているところがあるわけです。そのようなところも、非農地として判断をしなければならないのですか。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）耕作放棄地は判断が難しいところがあるのですが、よほど使えないほど荒れている。木々が生い茂っている状態か、もしくは周辺の状況しだいを出しにくいと思います。

○8番（川島 昇君）土採取後で、すぐただちに農地に再生できる場所はないと思うのです。かなり荒れているところが多くなっていると思うのです。そのところはすべて該当になってしまう訳ですか、その基準の判断がしづらい文面である。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）土採取の跡地は判断が難しいのですが、取跡地だと思うのです。かなり荒れているので、ただちに農地に復元するには難しいかな、重機でも入れなければ復元できない。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）耕作放棄地の場合、補助事業等もありまして、重機などを入れてできる事業を使って解消しましょう。などもありますので、よほどのひどい状態でなければ証明は出しにくいと思います。

○8番（川島 昇君）その都度ごとの判断になる。ということですか。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）はいそうです。

○議長（加納 昭君）その他質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第8号、「稲敷市農業委員会非農地証明交付基準について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程14 議案第9号 平成26年度稲敷市農業委員会活動重点事業について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第9号、「平成26年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局（森川春樹君）それでは、議案第9号、「平成26年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」でございます。

毎年この重点事業を定めて活動していく前提になっておりまして、農業委員会の役割・機能等の活動方向を明確にし、目に見える活動として取り組んでいくものです。

まず、1番目の農地対策の推進でございますけれども、遊休農地の解消、違反転用への適正な対応、それから、農地の監視活動、あっせん活動の強化の4つの項目についてそれぞれ目標を設定して取り組んでいくものでございます。

次に2番の遊休農地に関する措置でございますが、農地の利用状況調査、遊休農地への指導の2項目について、目標を設定して取り組んでいくものでございます。

次に、3番の担い手対策の推進でございますが、認定農業者と担い手の確保育成支援、担い手に対する農地集積支援、担い手に対する各種支援策の周知の3項目を推進していくものでございます。

次に大きな4番目の農政対策の推進でございますが、市への建議活動、それから食の教育の推進、農業者年金への加入推進の3項目について、それぞれ目標を設定して取り組んでいきます。

次に5番の情報提供活動でございますが、全国農業新聞の普及推進、それから農業委員会だよりの発行について取り組むものでございます。

次に6番の活動記録の徹底でございますが、活動記録ノートの記録を徹底し活動の検証を行うものでございます。

次に7番の活動計画の策定及び活動の評価点検についてでございますが、これは年間の目標及び活動計画を策定し、年度末にその検証、点検を行うものでございます。

ただいま説明を申し上げました活動重点事業つきましても3月25日開催の第5回運営委員会におきまして、ご承認をいただき本日ご提案をするものでございます。

よろしくご承認のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

す。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第9号、「平成26年度稲敷市農業委員会活動重点事業について」を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成26年4月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午後4時8分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

26番委員 沖野谷 秀 雄 ⑩

27番委員 永 長 秀 敏 ⑩